

○鏡野町広告掲載要綱

平成25年3月19日

告示第13号

改正 平成26年2月13日告示第2号

(趣旨)

第1条 この告示は、町民サービスの向上と地域経済の活性化を図るとともに、町の新たな財源を確保することを目的として、町の資産を有効活用し、民間企業等の広告を掲載し、又は掲出すること(以下「広告掲載」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告掲載が可能な町の資産は、次に掲げるもののうち、町長が適当と認めるものとする。

- (1) 町が発行する刊行物及び印刷物
- (2) 町のホームページ
- (3) 町の有線テレビ
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広告媒体として活用できると認められるもの

(広告掲載の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序を乱し、若しくは善良の風俗を害するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題の主義主張に関するもの
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他広告媒体に掲載する広告として不相当であると町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告の規制業種、内容その他広告掲載に関する基準については、別に定める。

(広告掲載の募集等)

第4条 広告掲載の募集は、公募により行うものとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 広告の掲載場所、規格、掲載料、募集方法その他広告掲載の募集に関し必要な事項は、別紙の基準を参考に、資産を所管する課(室等これに相当する組織を含む。以下「所管課」という。)において定める。

(広告掲載の申込み等)

第5条 広告掲載をしようとする者は、あらかじめ町長に広告掲載の申込みをしなければならない。

2 町長は、前項の広告掲載の申込みがあったときは、承認の可否を決定し、当該申込みを行った者に決定の内容を通知しなければならない。

(広告料の納付)

第6条 広告の掲載料(以下「広告料」という。)は、あらかじめ指定する期日までに納付しなければならない。

(広告掲載者の責務)

第7条 第5条第2項の規定により広告掲載の承認を受けた者(以下「広告掲載者」という。)は、掲載された広告の内容に関する一切の責任を負わなければならない。

(広告掲載の承認の取消し)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の承認を取り消すことができる。この場合において、広告掲載者に損害が生ずることがあっても、町は、その責めを負わない。

(1) 広告掲載者が第6条の規定に違反したとき。

(2) その他広告掲載が適当でないと町長が認めたとき。

2 町長は、前項の規定により、広告掲載の承認を取り消すときは、速やかにその旨を広告掲載者に通知しなければならない。

(広告料の還付)

第9条 既納の広告料は、還付しない。ただし、町長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(鏡野町広告審査会の設置)

第10条 広告掲載の適否等について審査するため、鏡野町広告審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(審査会の組織)

第11条 審査会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、副町長をもって充て、審査会を代表し、会務を総理する。

- 3 委員は、総合政策室長、総務課長、まちづくり課長及びくらし安全課長をもって充てる。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の会議等)

第12条 審査会の会議は、会長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

- 2 会長は、広告を掲載する所管課の長を審査会に出席させ、その説明又は意見を求めるものとする。
- 3 会長は、必要に応じて審査会の会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 4 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月13日告示第2号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別紙

鏡野町広告掲載要綱に係る広告の規格及び金額の基準

資産名	広告の規格	金額
ホームページ	1)大きさ縦60ピクセル横180ピクセル 2)形式 GIF(アニメーション不可)、 JPEG 3)容量10KB以内	町が指定するページ 1枠あたり 月額 10,800円
広報かがみの	A4版5段組みの最下段 1枠 縦50mm×横84mm 2枠 縦50mm×横170mm	1枠 月額 5,400円 2枠 月額 10,800円
封筒	長形3号封筒裏面 4枠 1枠あたり 縦4.0cm×横 10.0cm	1枠あたり 10,800円(10,000枚印刷 の場合)
町営バス等	車体側面 縦40.0cm×横80.0cm 車体後面 縦20.0cm×横50.0cm	車体側面 1枠あたり 年額 12,960円～25,920円

		車体後面 1枠あたり 年額 6,480円～12,960円 (路線及び運行回数を勘案し決定する。)
公用車	後部ドア(左右) 縦50.0cm×横60.0cm	左右 1台あたり 月額 2,160円

※この表は参考であり、掲載されていない資産に係るもの及び詳細については担当課で決定するものとする。